

【注意事項】

この欄は、**給与所得者のほとんどが提出の対象**となります
(本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下の方が対象)

直近の給与明細書等を参考に、**あなたの本年中の収入金額を見積もって「収入金額等」欄に記入**します。
所得金額の計算は下表を参照してください※1

「**公的年金等**」はここに含めて計算してください※2
計算は下表をご参照ください

また、源泉分離課税により納税が完結するものや、確定申告しないことを選択した所得は、ここには含みません※3

年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円超、かつ、本人もしくは扶養親族等が特別障害者、又は扶養親族が23歳未満の場合に、この欄を記入します。

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

氏名、住所(年末時の)を記入し、押印してください

直近の給与明細書等を参考に、**配偶者の本年中の収入金額を見積もって「収入金額等」欄に記入**します※1
公的年金は(2)に含めます※2

この欄は、年末調整において**配偶者控除又は配偶者特別控除を受けようとする場合に記入**してください

あなたのその年分の合計所得金額の見積額が1,000万円(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が1,195万円(所得金額調整控除ありの場合は1,210万円))を超える場合又は配偶者の合計所得の見積額が133万円(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円)を超える場合には、**配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません**

控除の対象となる配偶者の個人番号を、**■**に記入します
一定要件の下、個人番号の記載を要しない場合があります

控除の対象となる配偶者について記載します
配偶者が**非居住者**である場合
・「非居住者である配偶者」欄⇒○
※親族関係書類の添付要(提出済は除く)
・「生計を一にする事実」欄⇒**送金額**
※送金関係書類の添付要

「要件」欄でチェックを付けた同一生計配偶者、扶養親族の個人番号を、**■**に記入します
一定要件の下、個人番号の記載を要しない場合があります

「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ」をもとに「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」を求めます

障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度等を記入します

「扶養控除等申告書」に記載した特別障害者と同一の場合は、「扶養控除等申告書のとおり」と記載します

複数該当する場合は、いずれか一つに✓を付します

※1 給与所得の金額
俸給、給料、賞与や賃金(パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。)は給与所得となります。
給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額で、次の表により求めた金額となります。なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、適用後の所得金額となります。

給与の収入金額(A)	給与所得の金額
1円以上 550,999円以下	0円
551,000円以上 1,618,999円以下	A-550,000円
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円
1,628,000円以上 1,799,999円以下	A+4(千円未満の端数切捨て)×0.000円
1,800,000円以上 3,599,999円以下	B×2.4+100,000円
3,600,000円以上 6,599,999円以下	B×2.8-80,000円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	B×3.2-440,000円
8,500,000円以上	A×0.9-1,100,000円

※2 公的年金等の金額
公的年金等は雑所得として、「給与所得以外の所得の合計額」に含めて計算します。
公的年金等に係る所得は「収入金額から公的年金等控除額を控除した残額」で、公的年金等控除額は次のとおりです。

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	(A)×25%+27万5,000円	(A)×25%+17万5,000円	(A)×25%+7万5,000円
410万円超 770万円以下	(A)×15%+68万5,000円	(A)×15%+58万5,000円	(A)×15%+48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+145万5,000円	(A)×5%+135万5,000円	(A)×5%+125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	(A)×25%+27万5,000円	(A)×25%+17万5,000円	(A)×25%+7万5,000円
410万円超 770万円以下	(A)×15%+68万5,000円	(A)×15%+58万5,000円	(A)×15%+48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+145万5,000円	(A)×5%+135万5,000円	(A)×5%+125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

※3 給与所得以外の所得
給与所得以外の所得には、次のものがあります

- ① 事業所得
- ② 雑所得
- ③ 配当所得
- ④ 不動産所得
- ⑤ 退職所得
- ⑥ ①から⑤以外の所得
譲渡所得・山林所得・一時所得・利子所得等

参考：国税庁《記載例》令和2年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

記入例

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	アオゾラ イチロウ
	給与の支払者の法人番号		青空 一郎
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	東京都大田区〇〇一丁目5番17号



基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- ① 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に準じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
 - 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。)
- ② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が950万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,000,000 円	7,000,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		7,000,000 円

○ 控除額の計算

判定	<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円	区分 I	A
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)			
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	32万円	基礎控除の額	480,000 円
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下			
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	16万円			
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下				

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分 I」欄については、「基礎控除申告書」の「区分 I」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分 I」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分 II」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
アオゾラ ミドリ	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 7	大平 47 年 5 月 7 日
青空 緑	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	同居者である配偶者 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,170,000 円	620,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		* 620,000 円

○ 控除額の計算

判定	区分 II										配偶者控除の額			
	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)>(*印の金額)											配偶者特別控除の額		
		①	②	③	80万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下			125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下
	区分 I	A	B	C	A	B	C	A	B	C			A	B
摘要	配偶者控除										380,000 円			

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	☆扶養親族等	(フリガナ) 左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★特別障害者 (裏面「3-2(4)」を参照)	
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 ^ア が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	大平 16 年 8 月 3 日		
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		アオゾラ アカネ	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所		左記の者の左記の者の合計所得金額(見積額)
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平10.12以後生) (右の☆欄のみを記載)		青空 茜	子		0 円

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。